

## 資料 1. 要望書

(令和 7 年 5 月 16 日付・市長提出・ハラスメント事案の調査及び対応について)

令和7年(2025年)5月16日

長門市議会

議長 南野信郎様

長門市長 江原達也

## 要 望 書

議会におかれましては、先般の改選を経て、新たな体制が構成されたところですが、今後の市勢振興に向け、格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、改選前の3月、執行部の職員から、1名の議員との一般質問に係る打合せの中での議員の発言がハラスメントに当たるのではないかと、との苦情申し出を受けた当時の議長が、事情聴取の結果、「長門市議会議員政治倫理条例」に規定する政治倫理基準で禁じる「威圧的な言動」と受け止められる発言と認め、その議員に厳重注意を行った事案が発生したことは、執行部の長として誠に遺憾であります。

本事案については、4月7日、当時の議長から当時の議員全員に対して対応結果報告がなされておりますが、それによると、「今回の事案が解決したわけではなく、ハラスメントの認否についての判断、並びにハラスメントの防止根絶に向けた対策は、改選後の議会において、弁護士等第三者を含めた審査会の設置も視野に慎重に行っていくべきもの」と総括されております。

加えて、その議員の発言が、「政治倫理基準で禁じる『働きかけ』に該当するか否かについては、『威圧的な言動』の該否を含め、改選後の議会にその判断を委ねること」ともされております。

については、議会におかれましては、上記報告に示された認否ないし該否の判断や、ハラスメントの防止根絶に向けた対策を講じることについて、早急かつ着実に進められるよう強く要望するものであります。

なお、これらの具体化に当たっては、執行部も必要な協力は惜しまない所存でありますので、議長を始め、議員各位の賢明なるご判断により、真摯なご対応を望むものであります。